

四街道市で 結婚新生活応援事業補助金交付制度を開始 —本市で新婚生活を始める夫婦を応援します！—

四街道市では新たに、本市で新婚生活を始める夫婦を応援するため、四街道市結婚新生活応援事業補助金交付制度を開始しました。

結婚を機に本市で新生活を始める若い世代を対象に、新居の購入費や家賃、引っ越し費用の一部などについて、最大 30 万円の補助を行います。

この制度により、新婚世帯を支援し、若い世代の結婚の希望をかなえます。



■開始日時 令和元年 6 月 1 日(土)～

■主な要件

- ①令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 2 月 29 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること
- ②平成 30 年分の夫婦の合計所得が 340 万円未満であること
- ③婚姻日において、夫婦ともに年齢が 34 歳以下であること など

■補助対象費用

新居の購入費、新居の家賃、新居への引越費用など

■申請場所 経営企画部政策推進課

問い合わせ
経営企画部政策推進課
担当:榎本・土屋
☎ 043-421-6161